第７章

計画の推進に向けて

## 　推進体制

### 　総合的な推進体制

障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等をはじめとする、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、障害者基本法第36条第４項の規定に基づく「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画の推進にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

### 　関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の３の規定に基づく「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けては、専門部会において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

## 　進捗管理

### 　進捗の把握と分析・評価

第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果について、岐阜市障害者施策推進協議会において審議します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援サービス等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

### 　計画や方策の見直し

第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や岐阜市障害者施策推進協議会における審議、さらには、経済や社会の情勢の変化、共生型サービスの進展などの国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。